



当行元行員の逮捕について

このたび、2019年10月31日付で公表しておりました不祥事件に関して、当該事件を発生させた当行元行員が、2020年3月5日に不正競争防止法違反の疑いで逮捕されました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を旨とする金融機関において、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客さま、地域の皆さま及び株主の皆さまに、心からお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

2019年10月31日付で公表しておりました不祥事件のとおり、2019年9月中旬、当行元行員横井良亮（30歳）が、香川県警察の事情聴取を受けました。その後の当行内部調査で、当行元行員が当行東大阪支店に勤務していた2018年11月29日頃から2019年8月16日頃にかけて、すでに当行を退職済の野網誠人に対して、法人3先及び個人14先の顧客情報を漏洩していることを確認しました。情報漏洩の対象となったお客さまへの謝罪を行う過程で、お客さまの中に詐欺被害に遭われた方が1先いらっしゃる事が判明し、2019年10月28日付、当行元行員を諭旨退職処分とし、2019年10月31日付、当該事案を不祥事件として公表しました。

本不祥事件公表以降、刑事・民事での告訴などの厳しい対処をする姿勢で、顧問弁護士と対応を検討するとともに、香川県警察に対して新たな情報の共有を依頼しておりました。

そのような中、今般香川県警察から「不正競争防止法違反」で立件できる可能性の連絡を受け、香川県警察とも相談のうえ、2020年2月28日に被害届を提出しました。

その後、香川県警察が当行元行員の逮捕に至ったものと考えられます。

（参考）不正競争防止法 第21条3項

「営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、またはその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者を10年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はそれを併科する。」

2. 監督官庁等への届出等

すでに監督官庁への報告を行っております。

3. 再発防止策

不祥事件公表後、役員による周知や全部室店での勉強会の実施、各種研修での周知を実施済みです。また、行員による顧客情報へのアクセス制限並びに照会状況をモニタリングするシステム開発に着手しており、2020年4月には稼働予定です。

4. 今後の対応

元行員の逮捕という事態を厳粛に受けとめ、深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客さま、地域の皆さま及び株主の皆さまに、心からお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受けとめ、法令等遵守意識の徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復と不祥事件の再発防止に向けて全行を挙げて取り組んでまいります。

以上